

住所異動（転入・転出・転居）の手続きに伴う 休日臨時窓口を開設します

例年、3月下旬から4月上旬は引っ越しなどの手続きで窓口が大変混雑します。

平日に仕事などで手続きに来れない人や新年度の始まりによる混雑の緩和のため、通常の土、日開庁時の業務にあわせて、住所異動の臨時窓口を開設します。

◆と き 3月24日(土)、4月1日(日)
午前8時30分～午後0時15分

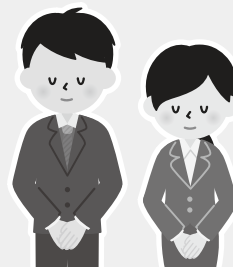
◆ところ 市役所 本庁舎1階（市民総合窓口センター）

■臨時窓口取り扱い業務

窓口	取り扱い業務	問合せ
市民窓口 グループ	○住民異動届（高浜市への転入や市内での転居、市外への転出、世帯変更など）の届出 ○住所異動に伴う国民健康保険の手続き ○住所異動に伴う福祉医療関係の手続き ○住所異動に伴う後期高齢者医療保険の手続き ○住民異動に伴う児童手当、学校関係の手続き	戸籍・住民票 （内線214、218） 国民健康保険 （内線219、261） 医療関係 （内線217、227） 国民年金 （内線216）

■取り扱いできない業務

- 国外からの転入、他市町村へ確認が必要な異動および住民基本台帳カードやマイナンバーカードを利用した転入届出
- 住民基本台帳ネットワークに係る住民票の広域交付の申請
- 障がい者手帳、介護保険、児童扶養手当などの手続き
- 国民年金に係る業務全般
- 他の機関に確認が必要となる手続き



問合せ先 市民窓口グループ ☎52-1111（内線214・218）

東海会館 集会室A・和室の休館日、利用時間の変更

4月1日(日)より、東海会館の休館日、利用時間が次のように変更になります。



変更前

火曜日・祝日の翌日

午前9時～午後10時



変更後

日曜日・祝日

午前9時～午後5時

不便をおかけしますが、理解のほどよろしくお願いします。

問合せ先 東海会館 ☎52-5126